

令和3年5月28日

緊急事態措置の延長について

I これまでの経緯

5月12日の緊急事態措置開始からこれまで、不要不急の外出自粛や休業・営業時間短縮などの厳しい要請にも関わらず、多くの県民及び事業者の皆様に御理解と御協力をいただきしております。深く感謝申し上げます。

新規陽性者数については、5月12日に過去最多の634人となって以降、皆様の御協力により徐々に減少し、13日間連続で前週の同一曜日を下回る日が続いていますが、未だに1日200人前後の高い水準で推移しています。

また、直近1週間の人口10万人当たりの数は、5月12日時点と比べて大幅に減っていますが(62.4人→34.1人)、国の分科会が示すステージ判断指標のステージIV相當に留まっており、決して予断を許さない状況です。

次に、繁華街への人出については、平日、土日ともに本年1月から2月の緊急事態宣言時に比べて減少しているものの、昨年4月から5月の緊急事態宣言時からは大幅に増加しています。また、従来株に比べて感染性が強い変異株にほぼ置き換わっており、感染収束に至るまでの期間が長期化する傾向が見込まれるため、引き続き人出を抑える必要があります。

医療提供体制については、今回の緊急事態措置の開始以降も大幅に強化してきましたが、5月27日時点の病床使用率は67.9%、重症病床使用率は47.6%と高い水準となっており、医療機関への負荷が大きい状態が継続しています。

これらの状況に鑑み、現在の期限である5月31日をもって緊急事態措置を解除することは困難であると判断し、また、専門家も同様の意見であったため、5月25日、知事から西村経済再生担当大臣に連絡をとり、緊急事態措置の延長を検討するよう要請しました。大臣からは、国としても福岡県の状況を注視しており、県の意見を踏まえて検討していきたい、との話がありました。

そして、本日、政府対策本部は、特措法第32条第3項に基づき、本県が緊急事態措置を実施すべき期間を延長し、5月12日から6月20日までとするこ

とを決定しました。

これを受け、県では、国の基本的対処方針に基づき、以下のとおり緊急事態措置を継続し、これを徹底することにより、感染の封じ込めを図ってまいります。

なお、医療提供体制の強化については、関係者の御協力をいただきながら順次進めており、4月19日時点で802床であった新型コロナ陽性患者を受け入れる病床は、目標の1,220床を上回る1,346床に、うち重症病床は111床から172床に増床しました。また、宿泊療養施設は、5月以降、新たに3施設を開設し、計9施設、1,891室となりました。

引き続き、病床については緊急時を見据えた1,480床の確保に向けて、宿泊療養施設については目標の2,000室の確保に向けて、関係者と協議を進めてまいります。

II 県民・事業者等に対する要請

県民及び事業者の皆様には、引き続き御不便と御苦労をおかけしますが、一日でも早く緊急事態措置が解除できるよう、次のとおり協力を要請します。

I 県民への要請

区域：県内全域

期間：令和3年5月12日(水曜日)0時から6月20日(日曜日)24時まで

(1) 外出の自粛(特措法第45条第1項)

① 日中も含め、不要不急の外出を自粛すること。特に、20時以降の不要不急の外出自粛を徹底すること。

ただし、生活や健康の維持に必要な場合を除く。

生活や健康の維持に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医療品・生活必需品の買い出し、職場への必要な出勤、屋外での運動や散歩など

② 必要があり外出する場合も、混雑している場所や時間を避けて行動すること。

③ 不要不急の帰省や旅行など県境をまたぐ移動は、極力控えること。どうしても避けられない場合は、感染防止対策の徹底とともに、出発前又は到着

地において、できるだけ自ら検査を受け、確認すること。

特に発熱等の症状がある場合は、外出や移動を控えること。

- ④ 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は厳に控えること。
- ⑤ 路上・公園等における集団での飲食など、感染リスクが高い行動は控えること。

(2) 基本的な要請

- ① 三つの密の回避やマスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ② 20代から30代の若年層においても感染拡大が見られ、重症化する事例もある。慎重かつ責任のある行動をすること。
- ③ 公共交通機関の利用においては、常にマスクを着用し、大声での会話を控えること。
- ④ 飲食店の利用においては、少人数、短時間とし、会話の際は、マスクを着用し、大声を避けること。(個人宅等での会食を伴う集まりも含む)
- ⑤ 普段一緒にいない人との飲食は屋外でも控えること。(バーベキューなど)

2 飲食店等への要請(特措法第45条第2項)

区域:県内全域

期間:令和3年5月12日(水曜日)0時から6月20日(日曜日)24時まで

休業要請及び営業時間短縮の要請

① 休業の要請

酒類又はカラオケ設備を提供する次の飲食店、喫茶店(特措法施行令第11条第14号)等

- ・宅配、テイクアウトサービスを除く。
- ・設備を設けて客に飲食をさせる営業を行う露店営業(屋台)は含む。
- ・飲食業の許可を受けていないカラオケ店を含む。

- ・利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む。
- ・遊興施設（特措法施行令第11条第11号）のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けているものを含む。
- ・酒類及びカラオケ設備の提供を取り止める場合を除く。
- ・ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設に該当する場合は、営業時間短縮要請の対象から除く。

② 営業時間短縮の要請

酒類及びカラオケ設備の提供を行わない飲食店、喫茶店等

（営業時間を5時から20時までの間とすること。）

（もともとの営業時間が、5時から20時までの間である施設（店舗）は対象外）

- ・宅配、テイクアウトサービスを除く。
- ・ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設に該当する場合は、営業時間短縮要請の対象から除く。

【協力金の支給について】

- 【第8期】令和3年6月1日（火）0時～20日（日）24時まで、休業又は営業時間短縮に協力した飲食店等に対し協力金を支給する。
- 支給額
 - ・中小企業：売上高に応じて1日4万円～10万円
 - ・大企業（中小企業も選択可）：売上高減少額に応じて1日最大20万円
 - ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等が休業又は酒類及びカラオケ設備の提供を止めて営業時間短縮に応じた場合、家賃支援金（家賃月額×2/3、上限20万円）を支給する。
- 申請受付期間

6月21日～7月20日（電子申請及び郵送申請）
 ※申請方法等については、別途発表予定
 ※【第7期】は6月1日から申請受付開始

3 集客施設への要請（特措法第24条第9項）

区域：県内全域

期間：令和3年5月12日（水曜日）0時から6月20日（日曜日）24時まで

別添「施設利用・イベント関係の緊急事態措置の内容」のとおり

5月22日(土曜日)0時から6月20日(日曜日)24時まで、1,000 m²を超える商業施設(生活必需サービスを除く)、運動施設・遊技場・遊興施設の一部、サービス業(生活必需サービスを除く。)においては、土曜日及び日曜日の休業を要請する。

また、その他の施設を含め、別添1「施設利用・イベント関係の緊急事態措置の内容」のとおり要請する。

施設内外に混雑が生じることがないよう、入場者の整理及び誘導の徹底をお願いする。

【協力金の支給について】

- 【第2期】令和3年6月1日(火)0時~20日(日)24時まで、土曜日及び日曜日の休業又は営業時間短縮に協力した集客施設等に対し協力金を支給する。
- 支給額
 - ・集客施設:対象床面積1,000平方メートル毎に20万円
 - ・集客施設のテナント:対象床面積100平方メートル毎に2万円
- 申請受付期間
 - 6月21日~7月20日(電子申請及び郵送申請)
 - ※申請方法等については、別途発表予定
 - ※【第1期】は6月1日から申請受付開始

4 催物(イベント等)の取扱い(特措法第24条第9項)

区域:県内全域

期間:令和3年5月12日(水曜日)0時から

(1) 催物(イベント等)の開催制限

<概要>

- ・人数上限 5,000人かつ、収容率 50%
- ・開催は21時までとする。

※ 詳細は別添2「催物の開催制限等について」のとおり。

(2) その他の要請

- ・酒類の提供は行わないこと。

- ・業種別ガイドラインを遵守すること。
- ・主催者は、催物前後に「三つの密」となるような混雑を回避するための方策を徹底すること。

5 事業者等への要請

区域：県内全域

期間：令和3年5月12日（水曜日）0時から6月20日（日曜日）24時まで

（1） 基本的な要請（特措法第24条第9項）

- ① 従業員に対する検査を受けることを勧奨すること。
- ② 入場者の感染防止のための整理及び誘導をすること。また、ホームページ等を通じて広く周知すること。
- ③ 発熱、その他の症状のある者の入場を禁止すること。
- ④ 手指の消毒設備を設置すること。
- ⑤ 事業所を消毒すること。
- ⑥ 入場者へのマスク飲食を周知すること。
- ⑦ 正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場を禁止すること（すでに入場した者の退場を含む）。
- ⑧ 換気や座席間の距離の確保、飛沫の飛散防止に有効なアクリル板等の設置など、業種別ガイドラインに従った感染防止策を徹底すること。

（2） 高齢者施設等に対する要請

高齢者施設等におけるクラスターの発生が続いているため、施設における基本的な感染防止対策を再確認するとともに、以下の取組みを積極的に進めること。

- ・ 県等が実施している高齢者施設職員等を対象としたPCR検査事業を活用し、職員の受検を促すこと。（特措法第24条第9項）
- ・ 管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場

で体調不良を申し出しそうな環境づくりに努めること。

- ・職員に発熱等の症状が認められる場合は、当該職員が出勤しないよう徹底すること。
- ・通所介護事業所等の利用者に対する健康状態の確認や、マスク着用、手指消毒などの感染防止対策の徹底を図ること。
- ・施設で陽性者がいた場合に備え、国や県が作成した動画等を活用し、職員に対する研修を行うこと。
- ・陽性者がいた場合には、施設のゾーニングや介助時の留意点等について感染症専門医等からの指導・助言を受け、適切に対処すること。

(3) 職場への出勤等

このまま感染拡大が続くと、多くの業種において事業に深刻な影響が生じることが懸念されることから、特に緊急事態措置期間中は、職員の出勤を極力減らすこと。

- ① 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すこと。職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進すること。
- ② 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること。
- ③ 職場においては、業種別ガイドラインに従った感染防止のための取組み^{*}を行い、三つの密や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を回避すること。特に、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう周知すること。

※ 手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる職員の出勤自粛、出張による職員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用等

(4) 事業者への協力依頼

- ・屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯。
- ・公共交通機関の終電時刻の繰り上げ、主要ターミナルにおける検温の実施。

6 学校等の取扱い

授業・学校行事・部活動等における感染リスクの高い活動はせず、その他の教育活動については、感染防止策を徹底するよう要請する。

7 県有施設及び県主催イベントの対応について

(1) 県有施設

原則として、閉館とする。

(2) 県主催イベント

原則として、中止若しくは延期とする。

なお、上記の対応状況は、県のホームページに隨時掲載する。

施設利用・イベント関係の緊急事態措置の内容

別添 1

<施設利用関係>（第24条第9項等）

		緊急事態宣言での措置
第4号	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	人数上限5000人かつ収容率50%以内の要請 21時までの営業時間短縮要請
第5号	集会場、公会堂 など	※ 1：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと ※ 2：オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ※ 3：イベント開催以外の場合は、 1000平米超：20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：20時までの営業時間短縮働きかけ
第6号	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など	※ 4：映画館については、 1000平米超：21時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：21時までの営業時間短縮働きかけ
第8号	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
第9号	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など	人数上限5000人かつ収容率50%以内の要請 1000平米超：20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下： 20時までの営業時間短縮働きかけ
第10号	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	※ 1：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと ※ 2：オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ※ 3：イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請

※入場整理等の働きかけ：入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備使用自粛等
 ※上記分類は例示であり、個別施設の態様を踏まえ、要請内容を適切に判断する

＜施設利用関係＞（第24条第9項等）

		緊急事態宣言での措置
第9号	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など	1000平米超：平日は20時までの営業時間短縮要請、土日は休業要請
第11号	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など	1000平米以下： 20時までの営業時間短縮働きかけ
第12号	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	※1：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと
第7号	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	1000平米超：平日は20時までの営業時間短縮要請、土日は休業要請（生活必需物資を除く。） 入場整理等の働きかけ 1000平米以下：20時までの営業時間短縮働きかけ（生活必需物資を除く。）、入場整理等の働きかけ
	スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など	感染防止対策の徹底等
第1～3号	幼稚園、小学校、中学校、高校 保育所、介護老人保健施設 大学	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、 大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請
第5号	葬祭場	酒類提供自粛（酒類の店内持込含む。）の働きかけ
第10号	図書館	入場整理の働きかけ
第11号	ネットカフェ、マンガ喫茶 など	入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ
第12号	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など	オンラインの活用等の働きかけ
第13号	自動車教習所、学習塾 など	

※ 入場整理等の働きかけ：入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備使用自粛等

※ 上記分類は例示であり、個別施設の態様を踏まえ、要請内容を適切に判断する

催物の開催制限等について

催物（イベント等）の開催制限等について、6月1日（火曜日）から緊急事態宣言終了までの期間においては以下の取扱いとする。緊急事態宣言終了後の取扱いについては、別途通知する。

1 催物の開催制限の目安等

- ・特措法第24条9項に基づき、6月1日からの催物開催の目安を以下のとおりとする。
 - ・5,000人を上限とする。
 - ・上記人数要件に加え、収容定員の50%以内の参加人数にすること。収容定員が設定されていない場合は十分な人ととの距離（1m）を確保できること。
 - ・催物開催に当たっては、業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策（別紙1）を徹底することとし、その対策が徹底できない場合には、開催について慎重に判断すること。また、催物の主催者等に対し、参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等を徹底させること。
 - ・スマートフォンを活用した接触確認アプリ（COCOA）の導入について、促進すること。

2 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等については、次のとおりの対応とする。

（1）全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの

引き続き、中止を含めて慎重に検討すること。具体的には、催物を開催する場合については、十分な人ととの間隔（1m）を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。

（2）地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない

行事であって参加者がおおよそ把握できるもの

引き続き、適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人ととの間隔の確保（1m）、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずること。イベント主催者等は、イベントを開催する前に、イベント参加者による厚生労働省から提供されている接触確認アプリCOCOAや各地域で取り組まれている接触確認アプリの活用や、感染拡大防止のためのイベント参加者の連絡先等の把握を徹底すること。

なお、地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等において、別紙3に該当するものについては、開催可能とする。

3 施設の使用制限等

・法施行令第11条第1項に規定する施設を対象に別紙4「施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要」に記載の要請又は働きかけを実施する。

4 催物の開催に関する留意事項

（1）感染防止策の注意喚起

別紙5「屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント」、別紙6「エビデンス等を踏まえた個別イベントの開催のあり方について」及び別紙7「イベントの大規模化に伴い高まるリスクへの対策」で示しているとおり、イベント主催者等は、屋内での十分な換気、並びに接触感染、飛沫感染、マイクロ飛沫感染、大声、飲食、及び参加者の自由移動のリスクに応じた感染防止策、感染者の来場を防ぐ対策及び感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築等を適切に行うこと。

（2）催物前後における感染防止策の徹底

イベント主催者においては、催物前後の公共交通機関等の密集や会食などにより、感染拡大リスクが高まる場合があることから、催物前後の感染防止対策について注意喚起を行うこと。

（3）感染リスクが高まる「5つの場面」について

新型コロナウイルス感染症対策分科会からの提言である、別紙8に示された感染リスクが高まる「5つの場面」を回避するよう努めること。

(4) 県との事前相談

イベント主催者及び施設管理者は、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントについては、事前に県に相談すること。

(5) チケット販売の取扱い

5月10日までにチケット販売が開始された催物のチケット（優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの）は、従来、本県が適用していた目安を超えない限りにおいて、上記の制限は適用せず、キャンセル不要と扱う。ただし、5月11日から、本目安を超過するチケットの新規販売を停止すること。

5月29日～5月31日までにチケット販売が開始された催物のチケット（優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの）は、従来、本県が適用していた目安を超えない限りにおいて、上記の制限は適用せず、キャンセル不要と扱う。

【添付資料】

- 別紙1 イベント開催時の必要な感染防止策
- 別紙2 映画館等（飲食を伴うものの発生がないもの）における感染防止策
- 別紙3 野外フェス等における感染防止策
- 別紙4 施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要
- 別紙5 屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント
- 別紙6 エビデンス等を踏まえた個別イベントの開催のあり方について
- 別紙7 イベントの大規模化に伴い高まるリスクへの対策
- 別紙8 感染リスクが高まる「5つの場面」
- 別紙9 県主催イベントに係る対応について
- 別紙10 催物（イベント等）を開催する際の感染防止対策

イベント開催時の必要な感染防止策①

【別紙1】

(1)徹底した感染防止等	
① マスク常時着用の 担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
② 大声を出さないこと の担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）
(2)基本的な感染防止等	
③ ①～②の奨励	・①～②)は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
④ 手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤ 消毒	・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）の こまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥ 換気	・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦ 密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧ 身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人が触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等（続き）

⑨ 飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛 ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
⑩ 参加者の制限	・入場時の検温、入場を断つた際の払い戻し措置 *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪ 参加者の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 *アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫ 演者の行動管理	・有症状者は出演・練習を控える ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接觸が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処。
⑬ 催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭ ガイドライン遵守の旨の公表	・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表
<h3>(3) イベント開催の共通の前提</h3>	
⑮ 入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができるないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯ 地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

*上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

映画館等（飲食を伴うものの発声がないもの）における感染防止策

【別紙2】

具体的な条件（感染防止策）

① 食事時以外のマスク着用厳守	・入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること ・イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること ・イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めることが ・着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る
② 会話が想定される場合の飲食禁止	・例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等） での飲食禁止 ・その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底
③ 十分な換気	・二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していること が確認できること、または機械換気設備による換気量が $30\text{m}^3/\text{時}/\text{人}$ 以上に設定されておりかつ 当該換気量が実際に確保されていること (野外の場合は確認を要しない)
④ 連絡先の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接觸確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等
⑤ 食事時間の短縮	・長時間の飲食が想定される場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、 食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること

【別紙3】

野外フェス等における感染防止策

- これまで、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等を開催する場合には、「十分な人ととの間隔（1m）を設けるよう促すこと」とし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること」とされていましたが、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべてで担保されることは、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものについて、「十分な人ととの間隔が設ける」ことに該当し、開催可能と明確化。

具体的な条件（感染防止策）

① 身体的距離の確保	・移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等） ・区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
② 密集の回避	・定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信 ・誘導人員の配置 ・時差・分散措置を講じた入退場
③ 飲食制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛
④ 大声を出さないこと の担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。
⑤ 催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑥ 連絡先の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的な措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等

施設利用・イベント関係の緊急事態措置の内容

<施設利用関係>（第45条第2項関係）

施設の種類	飲食関連施設	緊急事態宣言での措置
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等の休業要請（飲食業の許可を受けてないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む。酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く。）
遊興施設	接待※を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記以外の飲食店等の20時までの営業時間短縮・都道府県知事の判断により、令第12条に規定される各措置について飲食店等に対して要請
結婚式場	結婚式場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食店と同様の要請 <p>※上記に加え、できるだけ短時間（1.5時間以内）で、なるべく少人数（50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう）で開催するように働きかけること。</p>

※ここで「接待」とは飲食店の接客従事者等によるものを意味する。

<施設利用関係>（第24条第9項等）

緊急事態宣言での措置	
第4号 剧場、観覧場、映画館、演芸場 など	人数上限5000人かつ収容率50%以内の要請 21時までの営業時間短縮要請
第5号 集会場、公会堂 など	※1：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと ※2：オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ※3：イベント開催以外の場合は、 1000平米超 : 20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下 : 20時までの営業時間短縮働きかけ
第6号 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など	※4：映画館については、 1000平米超 : 21時までの営業時間短縮要請 1000平米以下 : 21時までの営業時間短縮働きかけ
第8号 ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
第9号 体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、 ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、 陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、 スポーツクラブ 、 ホットヨガ 、 ヨガスタジオ など	人数上限5000人かつ収容率50%以内の要請 1000平米超 : 20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下 : 20時までの営業時間短縮働きかけ
第10号 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	※1：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと ※2：オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ※3：イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請

※入場整理等の働きかけ：入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備使用自粛等
※上記分類は例示であり、個別施設の態様を踏まえ、要請内容を適切に判断する

<施設利用関係>（第24条第9項等）

緊急事態宣言での措置	
第 9 号	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など
第 11 号	1000 平米超：平日は 20 時までの営業時間短縮要請、土日は休業要請 1000 平米以下： 20 時までの営業時間短縮働きかけ
第 12 号	1000 平米超：平日は 20 時までの営業時間短縮要請、土日は休業要請（生活必需物資を除く。） ※1：上記に加え、入場整理等の動きを行うこと
第 7 号	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など
第 1 ～ 3 号	幼稚園、小学校、中学校、高校 保育所、介護老人保健施設 大学
第 5 号	葬祭場
第 10 号	図書館
第 11 号	ネットカフェ、マンガ喫茶 など
第 12 号	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など
第 13 号	自動車教習所、学習塾 など

※ 入場整理等の働きかけ：入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備の使用自粛等
 ※ 上記分類は例示であり、個別施設の態様を踏まえ、要請内容を適切に判断する

屋内イベントの開催の方に関する検討会とりまとめのポイント

【別紙5】

基本的方向性

- ・実効的な感染防止策と経済活動の質の確保の両立を図る。
- ・イベントは性質上、不特定多数者への集団感染リスクが考えられ、医療体制を逼迫させる可能性。「新しい生活様式の定着」、「業種別ガイドラインの遵守」を前提に、基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要。
- ・**ガイドラインの遵守**（①地域の感染状況、②地域医療体制への影響、③規模（人数、全国的・地域的）等）に基づき効果的な感染防止策を講じる。屋内では十分な換気が重要。屋外は通気性から十分な換気のある屋内と同様に扱う。
- ・エビデンスに基づき効果的な感染防止策を講じる。屋内では十分な換気が重要。屋外は通気性から十分な換気のある屋内と同様に扱う。
- ・地域の感染拡大やクラスターが発生した場合は、必要に応じて開催の方を見直し。
- ・、開催について慎重に判断。

感染リスク

接触感染

- ・感染者の身体や感染者が触れた器具、感染者の飛沫が飛散した場所に接触した手で、口や鼻に触れる
- ※入退場（トイレ・ロビー）等の混雑では、感染リスク増加

飛沫感染

- ※ $5\mu\text{m}$ 以上の粒子
- ・感染者の飛沫（ $5\mu\text{m}$ 以上）の吸い込み
- ※マスクを外す場合（会場での飲食等）には、飛沫飛散が生じ
- ・感染リスク増加

マイクロ飛沫感染

- ・感染者の隣席で微細な飛沫を吸い込み（①密接リスク）
- ・換気が悪い環境で長時間浮遊する微細な飛沫の吸い込み（②密閉リスク）
- ※大声を出すような環境においては、微細な飛沫が空気中に漂い、少し離れた場所にまで感染した事例が報告され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため自肃を促す
- ・大声を伴うイベントでは隣席との身体的距離の確保
- ・同一の観客グループ内には座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。
- ・微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため換気を強化

（留意事項）

- ・感染者の来場を防ぐ対策の徹底（検温、体調不良時のチケット料金の払い戻し等）
- ・感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築（座席固定、名簿管理の徹底、接触確認アプリ（COCOA）導入等）
- ・複合的な性質を有するイベントに関しては、それぞれの性質に応じて要件を適用。

【別紙6】

エビデンス等を踏まえた個別イベントの開催の方針について

基本的方向性

- ・これまでの基本的な感染防止策（別紙1）を前提に、①**大声を出すことによるリスク**、②**食事をすることによるリスク**の3点について検討。
- ・各リスクに対する必要な感染防止策をエビデンス、実績等に基づき検討。
- ・必要な感染防止策を講じる場合は、これまでの実績も踏まえつつ、開催制限の緩和が考えられる。
- ・イベントの大規模化に伴い一般に高まるリスクについても、具体的な対策内容を検討。

感染リスク

大声を出す

- 合唱（演者間の距離）
・飛沫、マイクロ飛沫の飛散による演者間の感染

エビデンス・実績

合唱（演者間の距離）

- ・屋内の飛沫、マイクロ飛沫のシミュレーション

必要な感染防止策

合唱（演者間の距離）

- ・演者やその家族の体調・行動管理
- ・講じる防止策（マスク、フェイスシールド、マウスシールド着用等）に応じた適切な対人距離の確保
例：マスク着用時は前後1m左右30cm、未着用時は前後2m左右1m等
- ・適切な換気の実施（測定装置の設置等）

必要な感染防止策

映画館（別紙2）

- ・会話等の発声が生じていない実績
- ・食事中の会話厳禁（注意喚起、監視体制等）
- ・食事時以外のマスク着用厳守（必要に応じ配布等）
- ・食事時間の短縮
- ・適切な換気の実施（測定装置の設置等）

必要な感染防止策

食事時の飛沫飛散の実測

- ・食事時の飛沫飛散の実測

必要な感染防止策

野外（別紙4、5）

- ・移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）
- ・区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
- ・飲食の適切な制限、過度な飲酒の禁止
- ・大声が発生しないよう注意喚起

必要な感染防止策

参加者の自由行動を伴う

- ・会場内での密接、密集の発生による接触感染、飛沫感染の増加可能性
- ・固定席に比べ、接触機会が増加
- ・感染防止策を講じた実証実績

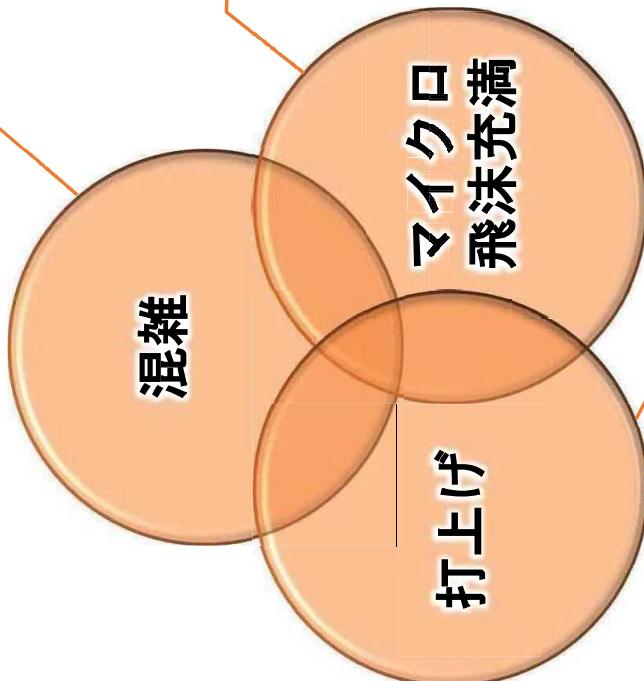
【別紙7】

イベントの大規模化に伴い高まるリスクへの対策

- イベントが大規模化するにつれて、**混雑**、**マイクロ飛沫充満**、**打上げ**により、**感染リスクが高まるおそれ**がある。
- イベントごとの態様や場面において、以下に代表されるような具体的な対策内容をそれぞれ検討することが求められる。

イベントの大規模化に伴い
リスクが高まる場面

密接・密集	接触・飛沫
○想定される場面	
共用部（トイレ、廊下、売店、休憩所等） 交通機関	
○対策例	
・行列ができる場所における足元マーク設置	
・定点カメラやデジタル技術による混雑状況のモニタリング・発信	
・時差・分散（利用する駅の分散等）措置を講じた入退場	
・駅等～会場における誘導員の配置、シャトルバス等の増便	
・交通機関との連携（臨時便の検討等）	
○想定される場面	密閉 マイクロ飛沫
共用部（トイレ、廊下、休憩所等） ※冬場は寒気の流入防止による密閉が生じがちなため特に注意	交通機関
○対策例	
・必要に応じ入場人数を制限	
・仮設休憩所（テント、プレハブ等）の適切な換気	
・換気状況のモニタリング（CO ₂ 濃度計測装置の設置等）	
・地下道を避け、地上道路を利用するよう誘導	
・交通機関における走行中の窓の解放	
○想定される場面	3密 接触・飛沫・マイクロ飛沫
飲食店での飲み会、カラオケ等のイベント	
○対策例	
・自治体との連携により、会場や駅周辺の飲食店等に注意喚起	
・参加者に飲食店等の事前予約を推奨	
・「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」に沿った飲み会等	
・歌唱を行う場合のマスク着用	



感染リスクが高まる「5つの場面」

【別紙8】

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒会

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。
- また、聽覚が鈍敏し、大きな声になりやすい。
- 特に腹言などで図切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。

場面② 飲酒

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声での飲食では、感染リスクが高くなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることと、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、電力オケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狹い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入つた時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



10月23日第12回新型コロナウイルス感染症対策分科会資料3－4 抜粋

【別紙9】

県主催イベントに係る対応について

県主催の一般県民が参加するイベントや集会については、前述のイベントの取扱いと同様とし、参加者の人数、高齢者などの属性及び限定の度合い、開催地、会場の状況等を考慮して、個別にその開催の可否を判断する。

開催する場合には、入場者の制限や誘導、接触確認アプリの活用促進、連絡先の把握、大声の抑止、手指の消毒設備の設置、マスクの着用の徹底、室内の十分な換気の実施など適切な感染防止対策を徹底する。

催物(イベント等)を開催する際の感染防止対策

催物(イベント等(余興等や飲食を伴うものを含む))を開催する際は、特に以下の感染防止対策を徹底すること。なお、会場については、以下の対策を徹底できる会場を選ぶこと。

【基本的な対策】

《感染の疑いがある者の入場制限》

- 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状のある方の入場を制限する。
- 発熱等の症状のため入場を制限した場合の払い戻し措置等を規定しておく。

《感染者との接触確認対策の徹底》

- 開催前に、参加者に接触確認アプリ「COCOA」のインストールを呼びかける。
(アプリのQRコードを入口に掲示すること等)
- 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意した上で、参加者の連絡先等の把握を徹底する。

《「新しい生活様式」に基づく感染防止策の徹底》

- 参加者及びスタッフのマスク着用を徹底する(熱中症等の対策が必要な場合を除く)。
マスクを持参していない者がいた場合は、主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保する。
- 参加者及びスタッフのこまめな手洗い・手指消毒などを徹底する。
- 参加者に会話をする際は可能な限り真正面に向き合うことを避けるよう呼びかける。
- 会場における握手等の交流等を極力控えるよう呼びかける。
- 参加者に催物前後や移動中における感染防止のための適切な行動(感染リスクのある行動の回避)を行うよう呼びかける。(交通機関、飲食店等の分散利用)

《三密環境の回避》

- 入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密(密集、密接、密閉)の環境を作らないよう徹底する。(入場口、トイレ、売店等の密集の回避)
 - 受付及び会場内では、人と人との距離(できるだけ1m)を確保する。
 - 入退場時の制限や誘導を行い、人と人との距離(できるだけ1m)を確保する。
 - 施設の常時換気を徹底する[※屋内の場合]。
 - 休憩スペース、更衣室、楽屋、控室等についても、三密とならないよう徹底する。

《施設・設備面における感染防止策の徹底》

- 受付など人と人が対面する場所は、パーテーションやビニールカーテンを設置する。
- 手指消毒設備を設置する(出入口、受付、会場内、スタッフルーム等)。
- 施設の共用部分(トイレ、テーブル等)を定期的(概ね1時間ごと)に消毒する。
- トイレではペーパータオルを設置し、ハンドドライヤー・共通タオルは控える。

《業種別ガイドライン等に則した感染防止策の徹底》

- 上記のほか、主催者及び施設事業者が属する業種における感染拡大防止のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底する。

(次ページに続く)

【主催者・来賓挨拶、乾杯の発声、余興等を行う場合の対策】

《演出面における感染防止策の徹底》

- 挨拶者等と参加者との距離（できるだけ2m）を確保する。それができない場合は、挨拶者等から飛沫が拡散しないためにビニールカーテン等を設置する。
- 参加者と接触するような演出（参加者をステージに上げる、催物前後や休憩時間に接触する等）は行わない。
- 余興等を行う際は、参加者と十分な距離（できるだけ2m）を確保する。
- 大声を発する余興等は控える。

《感染防止のための参加者への呼びかけ》

- 参加者に大声による発声を控えるよう呼びかける。（個別に中止、対応等ができる体制を整備）
- スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止する。
- 集合写真を撮影する際は、直前までマスクを着用し、会話を控えるよう呼びかける。
- スナップ写真を撮影する際は、密集となることのないポーズとするよう呼びかける。

《設備面における感染防止策の徹底》

- マイクは、使用の都度、消毒又は交換を行う。

【飲食等を伴う場合の対策】

《飲食物提供時における感染防止策の徹底》

- 大皿は避けて、料理は個々に提供する、従業員等が取り分けるなど工夫する。
- ビュッフェ方式の場合は、料理を小皿に盛って提供する、従業員等が取り分ける、料理を蓋等でカバーする、頻繁にトング等を交換するなど工夫する。
- 料理やドリンクの受け渡しは、手渡しではなくトレイを使用する。

《感染防止のための参加者への呼びかけ》

- 参加者同士のお酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けるよう呼びかける。
- 受付及び会場内に「食事中以外はマスクの着用をお願いする」旨掲示する。
- 食事中以外はマスクを着用し、会話をする際は可能な限り真正面に向き合うことを避けるよう呼びかける。

《配席計画時における感染防止策の徹底》

- 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限する。
- 着席形式の場合、テーブルとテーブルの間の距離、一つのテーブルに着席できる人数、着席の仕方などについて、飛沫感染が予防できるよう工夫する。